

○特定関係にある資格者同士の入札参加について

平成19年9月6日 建情第631号

各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、
各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林
務部長、建設部長、出納局長

【沿革】平成28年10月11日建管第1259号、令和3年9月22日第717号改正

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある場合には、公正な入札の執行の観点等から工事の同一入札への参加について一定の制限をする必要があることから、次のとおり取扱いを定め、平成19年10月1日以後に公告を行う工事から適用することとしたので事務処理を適切に行ってください。

なお、特定関係にある資格者同士の入札参加について（平成18年4月28日付け建情第161号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）及び特定関係にある資格者同士の入札参加の運用について（平成18年5月19日付け建情第221号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）は廃止します。

記

1 基準に該当する場合の取扱い

一般競争入札実施要領（平成8年6月13日付け管理第391号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「一般競争入札実施要領の制定について」）、制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「制限付一般競争入札実施要領の制定について」）により実施する入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全員が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として建設工事競争入札心得（建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」）別記第12号様式をいう。以下同じ。）第7条第12号に基づき、無効とする。

2 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社

等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

3 公告等への記載

(1) 入札参加する者に必要な資格、応募に必要な要件として基準に該当しない者であることを、入札の公告又は入札説明書（以下「入札の公告等」という。）に明示するものとする。

(2) 基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、入札の公告等に明示するものとする。

4 特定関係の確認

特定関係の確認等については、次により取り扱うものとする。

(1) 支出負担行為担当者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の添付書類として別紙様式を入札に参加しようとする者から提出させ、審査時において発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係がないことを確認するとともに、特定関係にある者が同一入札に申請書を提出していないか確認を行うこと。

(2) 同一入札に特定関係にある資格者が申請書を提出している場合は、特定関係にある資格者全員を入札参加資格者としめないこと。

(3) 支出負担行為担当者は、(2)の結果を踏まえて、入札参加資格者を決定するものとする。

(4) 入札参加資格者の決定後、入札参加資格者同士が新たに特定関係者となった場合等、基準に該当する事実が判明した場合は、当該入札参加資格者の資格を取り消すこと。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で入札参加資格申請を取り下げる者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項には該当しない。

農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ
出納局財務指導課企画グループ

特 定 関 係 調 書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

申請者
 住所
 商号又は名称
 代表者氏名
 (共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

特定関係(資本関係又は人的関係)については、次のとおりです。

記

- 1 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []
 2 他の「北海道建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり・なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

ウ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※ウに係る親会社については建設業者・資格者に限らない

(2) 人的関係がある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1 1については、「発注工事に係る設計業務等の受託者と特定関係がない」ことが参加資格の要件となるため、特定関係がないことを確認の上、[]に「なし」と記載し申告すること。
 2 2はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。
 3 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事の入札の公告等で表示されている北海道の競争入札参加資格(格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。)を有する者を記入すること。そのため、本工事の入札の公告等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
 4 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成している場合についても同様に記載すること。
 ただし、申請者が共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、他の共同企業体の代表者以外の構成員については記載する必要はない。
 5 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、道外の資格者は、「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。
 6 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。